

令和3年秋季全国火災予防運動実施中

期間：11月9日(火)～11月15日(月)

この運動は、火災の発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防について考え、行動することで、火災の発生を防ぎ、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、火災による被害をなくすことを目的として実施されています。

今一度、次のことを参考に火の取扱いや電気機器の取扱いが適切にされているか確認して頂き、火災予防に努めましょう。

住宅用火災警報器の設置について

実際に火災が発生したときは、五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などには、火災に気づくのが遅れてしまいます。



住宅用火災警報器は、住宅における火災を早期に発見し、住宅内にいる人にいち早く知らせることのできる機器であり、大切な生命や財産を守るために欠かせない警報機器です。

出雲市火災予防条例では、寝室と2階以上に寝室があれば階段の天井に設置が必要とされています。

適切に設置し、点検し維持管理を行いましょ

いのちを守る10のポイント

住宅火災による高齢者の死者数の低減を図ることを目的に、高齢者の生活実態等に対応した、効果的な防火対策として「いのちを守る10のポイント」を紹介します

この10のポイントを参考に、皆さんの普段の生活、また火災への対策を今一度確認をして頂き、火災予防に努めましょう。



どのような
機器かな？

住宅用火災警報器は、住宅における火災を早期に発見し、住宅内にいる人にいち早く知らせることのできる機器であり、大切な生命や財産を守るために欠かせない警報機器です。ちなみに、住警器マンの「住警器」は、この住宅用火災警報器からきています。

住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、

**死者数と焼損床面積は半減、
損害額は約4割減**

となる結果でした。



出雲市消防本部予防業務推進キャラクター
「住警器(じゅうけいき)マン」

効果は？

知っているかな？ 住宅用火災警報器

どこに設置するの？

出雲市火災予防条例では、**全ての寝室と2階以上に寝室があれば階段の天井**に設置が**義務**とされています。これは、就寝中に発生した火災で人的被害が多いことから、いち早く避難するために必要なためです。また、居間や台所にも設置を推奨しています。この機会に設置を考えてみてはいかがでしょうか。

設置例

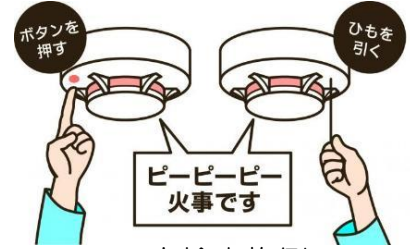


○ 設置義務

○ 設置をお勧め

点検は？

設置されていても、定期的な作動点検や電池寿命等を知らなければ、せっかくの機能を維持することができません。



点検実施例

交換は？

内部の部品が経年劣化により故障する可能性があることや電池の場合、電池寿命は約10年とされていますので、設置からおおよそ10年が過ぎた機器は取替えていただくことが推奨されています。

住宅 防火

いのちを守る

10のポイント

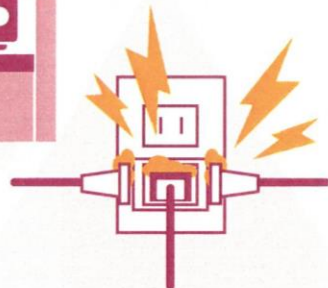
4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない



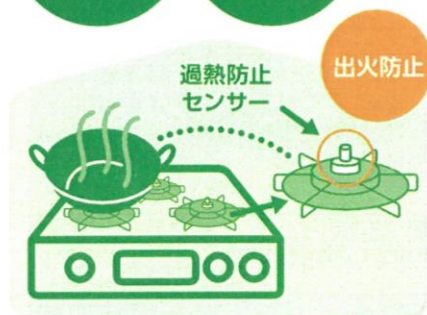
3 こんろを使うときは火のそばを離れない



4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
https://www.fdma.go.jp/

出雲市消防本部
出雲市消防団

お問合せ先 (出雲市消防本部・消防署)

消防本部予防課 TEL 0853-21-6921
 出雲消防署 TEL 0853-21-6926
 出雲消防署佐田分署 TEL 0853-84-0915

出雲西消防署 TEL 0853-43-8119
 出雲西消防署多伎分署 TEL 0853-86-2149
 平田消防署 TEL 0853-63-5519
 大社消防署 TEL 0853-53-2373
 斐川消防署 TEL 0853-72-0800